

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 五六
- 県営土地改良事業計画を変更した件三件 五六
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定の申請があった件 五六
- 都市計画を変更した件二件 五六

公告

- 一般競争入札を行う件 五六
- 職員表彰を実施した件 五六
- 都市計画を変更する件 五五

告示

福島県告示第六百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年十二月十日から令和七年四月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び鏡石町産業課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十二月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンスーパーセンター鏡石店 福島県岩瀬郡鏡石町桜岡三百七十五番九ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

- （変更前）イオンリテール株式会社
代表取締役 岡崎 双一
（変更後）イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（小売業を行う者の住所の変更 一件、小売業を行う者の代表者の変更 四件、小売業を行う者の退店 一件）
- 三 届出年月日
令和六年十一月二十九日
- 四 届出をした者
イオンリテール株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八條第一項の規定により、広野地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（中山間地域総合整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十二月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和六年十二月十一日から
令和七年一月六日まで （二十七日間）
- 三 縦覧の場所
広野町役場

（農村計画課）

福島県告示第六百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八條第一項の規定により、川内地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（中山間地域総合整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十二月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和六年十二月十一日から
令和七年一月六日まで （二十七日間）

三 縦覧の場所
川内村役場

(農村計画課)

福島県告示第六百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、村上・福岡地区に係る県管農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十二月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年十二月十一日から

令和七年一月六日まで (二十七日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第六百五十九号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)以下「法」という。)第二十七条第一項の規定により、起業者から特定所有者不明土地の収用についての裁定の申請があった。当該裁定の申請について、法第二十八条第一項の規定により公告すべき事項は、次のとおりである。

令和六年十二月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 起業者の氏名又は名称及び住所

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

国土交通大臣 中野 洋昌

二 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目

所在地	地番	地目	
		登記記録	現況
福島市平石字西久保	一一三番	墓地	原野

三 その他

1 二に掲げる特定所有者不明土地について、法第二十八条第一項第三号イ又はロに

該当する者は、3に掲げる縦覧期間内に知事に申し出ること。なお、同日までに申出がないときは、知事が法第三十二条第一項の裁定をすることがある。

2 1の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書にその権原を証する書面を添えて、知事に提出することにより行うこと。

(一) 申出者の氏名又は名称及び住所

(二) 当該申出に係る特定所有者不明土地の所在及び地番

(三) 法第二十八条第一項第三号イの規定による申出をしようとする場合においては、当該異議の内容及びその理由

(四) 法第二十八条第一項第三号ロの規定による申出をしようとする場合においては、当該特定所有者不明土地の所有者である旨

3 この告示に係る裁定の申請書及びこれに添付された法第二十七条第三項各号に掲げる書類は、福島県土木部土木総務課用地室において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

(土木総務課用地室)

福島県告示第六百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県南都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十二月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 新たに都市計画に含まれた土地の区域

西白河郡矢吹町のうち、本町、中町、北浦、新町、花咲、大町、舘沢、滝八幡及び北町の各一部の区域

二 岩瀬郡鏡石町のうち、久来石南の一部の区域

三 都市計画から除外された土地の区域

西白河郡矢吹町のうち、舘沢及び本町の各一部の区域

四 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

縦覧場所

福島県土木部都市総務課都市計画課及び福島県南建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県告示第六百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県中都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十二月十日

福島県知事 内堀 雅雄

公
告

一 新たに都市計画に含まれた土地の区域
二 岩瀬郡鏡石町のうち、久来石南、久来石及び笠石の各一部の区域
三 縦覧に供する図書
縦覧図、計画図及び計画書の写し
縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第218号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総務部公用車のリースについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年12月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 自動車 44台（保守等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和7年5月7日から令和12年7月1日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から起算して過去3年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人において、自動車のメンテナンス付きリース契約を履行した、又は履行中の実績があり、自動車の貸付けを確実に履行できる者

あること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年1月14日(火)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部財務総室総務課

電話024-521-7026

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年12月10日(火)から令和7年1月14日(火)まで(土曜日及び日曜日並びに令和6年12月30日から令和7年1月3日まで及び同月13日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年1月14日(火)午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和7年1月30日(木)午後1時30分

(2) 場所 福島県庁本庁舎2階総務課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: 44 vehicles including maintenance, etc.

(2) Time-limit of tender(by hand): 1:30 p.m., 30 January, 2025

- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Finance Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL.024-521-7026
(総務課)

公告第二百十九号

令和六年十一月二十八日に次のとおり職員表彰を実施したので、福島県職員表彰規程（昭和三十五年福島県訓令第五十三号）第八条の規定により公告する。
令和六年十二月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 表彰を受けた者

林業研究センター 主任研究員 小川 秀樹

2 事績の概要

放射性セシウムによる樹木汚染に関する研究や先端技術を活用した技術開発の推進により、本県における森林の汚染状況の把握や再生に貢献したものである。

二1 表彰を受けた者

県北建設事務所

2 事績の概要

「県北都市計画道路3・4・604号中央線外1線整備事業」において、地域住民と丁寧な協議しながら蔵の風情を取り入れた和風のまちなみづくりを行い、景観の向上や賑わいの創出に貢献したものである。

(人事課)

公告第二百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県南都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。
令和六年十二月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 新たに都市計画に含まれる土地の区域

白河市のうち、老久保、与惣小屋、西大沼、東三坂山、東大沼、鬼越、南湖、鬼越道下、池下裏、池下、池下向山及び丸小山の各一部の区域

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県南建設事務所事業部道路課、白河市建設部都市計画課、西郷村建設課、泉崎村建設水道課、中島村建設課、矢吹町都市整備課、棚倉町整備課及び塙町まち整備課

三 縦覧期間

令和六年十二月十日から同月二十四日まで

四 意見書の提出

県南都市計画道路を変更する案について、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町又は塙町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県南建設事務所事業部道路課、白河市建設部都市計

画課、西郷村建設課、泉崎村建設水道課、中島村建設課、矢吹町都市整備課、棚倉町整備課又は埴町まち整備課を経由して、三に掲げる期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)